

東京	都区の存する地域
町田市	横浜市
市川崎市	豊田市
市立国葉千	市立またいさ
神戸市	市立
小田原市	大津市
市都京都	堺市
仙台市	市仙ひちか
市岡市	市甲市
市福井	市新市
木幌橋渴山沢井	市前市市市市
上記以外の市町村	市外の市町村

第七条 心身の状況等に鑑み自立した生活を営むことができるようとする上で遭遇に特別の配慮が必要すると認められる被保護者に対し委託を受けて法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行う施設として法務大臣が指定するもの（以下「指定施設」という。）を営む認可事業者が、当該被保護者に係る第三条に規定する措置を委託したときは、同条の額に、被保護者一人一日につき百二十九円を加算する。

認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののはか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和六年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかるわらず、一人一月につき五十二万四千二百六十八円を支弁す

第六条の三	認可事業者が委託を受けるに当たり特別の配慮を要すると認められる被保護者に係る宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託後の経過期間に応じ、被保護者一人につき二千三百円又は千百五十円を加算す	二二二円	札幌市 釧路市 網走市	旭川市 帯広市 北見市
		一八八円		函館市
		一円	市	青森市 秋田市
		一八	山形市 松本市	盛岡市 長野市
		一四三円		

三〇、七	北見市 帯広市 旭川市	3 十一月一日から翌年三月三十日までの期間 に限り、北海道その他の寒冷の地域について、前項の額に次 の額を加算する。 指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次	円八五〇、八七五 円二一三九五五 円六二六四五五 円六六五、〇四五		市阪大市 市屋古名市子王八
二七、二	網走市 釧路市 幌州市				
二六、	函館市		円三九一一三五 六四二五 円四、一	市岡福 市島広 市良奈	市岡崎 市佐野市 津市
二〇、七六四	山形市 秋田市 盛岡市 青森市 松本市 長野市	市長市九島山路橋本野 崎州市北市徳市岡市姫市豊市松市长 市長市九島山路橋本野	円七二三、四八四		

七三円	四
五〇円	五
三円	二九
円	一
<p>認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき一千二百五十八円を、それぞれ支弁する。</p> <p>認可事業者が、正当な理由なしに、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、第二項から前項までに定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。</p> <p>第七条の二 前条第二項及び第三項の規定は、認可事業者が、依存性薬物に対する依存がある被</p>	

保護者に對し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員（以下「薬物専門職員」という。）を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設（以下「重点施設」という。）に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同条第三項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「前項」とある

て、第七条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）」とあるのは、「訪問支援職員」と、「指定施設」によって準用する「前項」と読み替えるものとする。

あるのは、「訪問支援施設」と、「福祉職員」であるのは、「訪問支援職員」と、同条第三項由「指定施設」とあるのは、「訪問支援施設」と、「前項」とあるのは、「第七条の三第一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかるわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

読み替えるものとする。
認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を支弁する。
認可事業者が、正当な理由なしに、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する前条第二項及び第三項の規定並びに前項の規定により定められた額の全部又は一部を支弁しないことができるとする。

第七条の三 第七条第二項及び第三項の規定は認可事業者が、訪問による更生保護施設退所後の生活相談支援として行う第三条各号に掲げる措置を必要とする被保護者に対し委託を受けた当該措置を行うため、当該措置に関する専門的知識を有する職員（以下「訪問支援職員」という。）を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設（以下「訪問支援施設」という。）に配置したときに準用する。この場合において

<p>医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するために体系化された手順による処遇に係るもの</p> <p>依存性薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に資する処遇に係るもの（前項に定めるものを除く。）</p> <p>再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持しながら自立した地域生活を嘗むために改善することが必要な個別の問題に対しても行う処遇に係るもの（前二項に定めるものを除く。）</p> <p>再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持しながら自立した地域生活を嘗むために行う処遇に係るもの（前三項に定めるものを除く。）</p>	<p>一、四〇円</p> <p>二九円</p> <p>八一円</p> <p>四円</p> <p>三四円</p> <p>九円</p>
--	---

第九条 第四条及び第五条の級地別区分及び地区別区分は、別表のとおりとする。

第三章 更生保護施設以外において宿泊場所を供与して行う措置の委託

(宿泊場所を供与して行う措置の委託)

第十条 第二条に規定する場合を除き、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対し、宿泊場所を供与して行う措置を委託する場合における費用の支弁について

